

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>2 預り金関係</p> <div data-bbox="152 300 703 368" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2-1 出資法第2条における金融庁の権限等</p> </div> <p>2-1-1 (略)</p> <p>2-1-2 (略)</p> <p>2-1-3 出資法第2条に関する金融庁の所掌 <u>出資法第2条に関する金融庁の所掌事務としては、金融再生委員会設置法第4条及び第18条において「預り金となるべき金銭の受入れについての情報の収集に関すること。」と規定されているが、具体的な権限は規定されておらず、同条の事務は一般的な情報収集事務と解されている。</u></p> <p>2-1-4 (略)</p> | <p>2 預り金関係</p> <div data-bbox="1182 300 1733 368" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2-1 出資法第2条における金融庁の権限等</p> </div> <p>2-1-1 (略)</p> <p>2-1-2 (略)</p> <p>2-1-3 出資法第2条に関する金融庁の所掌 <u>出資法第2条に関する金融庁の所掌事務は、金融庁設置法第4条第1号及び第3号に付随する一般的な情報収集事務と解されている。</u></p> <p>2-1-4 (略)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>3 貸金業関係</p> <div data-bbox="152 300 405 368" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3-2 業務関係</p> </div> <p>貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。</p> <p>3-2-1 (略)</p> <p>3-2-2 取立て行為の規制</p> <p>法第21条第1項（取立て行為の規制。法第24条第2項、法第24条の2第2項、法第24条の3第2項、法第24条の4第2項、法第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) その他、債務者、保証人等に対し、次のような行為をしてはならないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 他の貸金業者からの借入れ又はクレジットカードの使用等により弁済することを要求すること。 ② 債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨の通知、又は、調停、破産その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をすること。 ③ 法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要求すること。 ④ その他正当と認められない方法によって請求をしたり取立てをすること。 <p>(中略)</p> <div data-bbox="152 1134 770 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3-4, 5 貸金業協会に対する監督、信用情報機関</p> </div> <p>協会に対する法第4章の規定に係る監督及び法第30条第1項の規定に基づく協会が行う信用情報に関する機関の設置又は指定に関する監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、地方自治法第245条の4の規定に基づき、各都道府県知事に対して、その事務の運営について、以下のとおり助言、勧告を行っているので、参考とされたい。</p> <p>また、信用情報機関の会員による信用情報の取扱いに当たっては、下記二 2に掲げる事項に留意されたい。</p> <p>一 貸金業協会に対する監督</p> <p>貸金業協会に対する法第4章の規定に係る監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点か</p> | <p>3 貸金業関係</p> <div data-bbox="1182 300 1435 368" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3-2 業務関係</p> </div> <p>貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。</p> <p>3-2-1 (略)</p> <p>3-2-2 取立て行為の規制</p> <p>法第21条第1項（取立て行為の規制。法第24条第2項、法第24条の2第2項、法第24条の3第2項、法第24条の4第2項、法第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) その他、債務者、保証人等に対し、次のような行為をしてはならないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 他の貸金業者からの借入れ又はクレジットカードの使用等により弁済することを要求すること。 ② 債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨の通知、<u>司法書士法第3条第1項第6号及び第7号に規定する業務（簡裁訴訟代理関係業務）に関する権限を同法第3条第2項に規定する司法書士に委任した旨の通知、又は調停、破産その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をすること。</u> ③ 法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要求すること。 ④ その他正当と認められない方法によって請求をしたり取立てをすること。 <p>(中略)</p> <div data-bbox="1182 1134 1800 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3-4, 5 貸金業協会に対する監督、信用情報機関</p> </div> <p>協会に対する法第4章の規定に係る監督及び法第30条第1項の規定に基づく協会が行う信用情報に関する機関の設置又は指定に関する監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、地方自治法第245条の4の規定に基づき、各都道府県知事に対して、その事務の運営について、以下のとおり助言、勧告を行っているので、参考とされたい。</p> <p>また、信用情報機関の会員による信用情報の取扱いに当たっては、下記二 2に掲げる事項に留意されたい。</p> <p>一 貸金業協会に対する監督</p> <p>貸金業協会に対する法第4章の規定に係る監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点か</p> |

ら、次に掲げる事項に留意されたい。

1(1) (略)

(2) 法第21条第1項（法第24条第2項、法第24条の2第2項、法第24条の3第2項、法第24条の4第2項、法第24条の5第2項において準用する場合を含む。）及び下記の留意事項の趣旨に沿って、取立て行為の自主規制基準を作成しているか。

イ、ロ (略)

ハ その他、債務者、保証人等に対し、次のような行為をしてはならないこと。

- ① 他の貸金業者からの借入れ又はクレジットカードの使用等により弁済することを要求すること。
- ② 債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨の通知、又は、調停、破産その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をすること。
- ③ 法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要求すること。
- ④ その他正当と認められない方法によって請求をしたり取立てをすること。

(3) (略)

ら、次に掲げる事項に留意されたい。

1(1) (略)

(2) 法第21条第1項（法第24条第2項、法第24条の2第2項、法第24条の3第2項、法第24条の4第2項、法第24条の5第2項において準用する場合を含む。）及び下記の留意事項の趣旨に沿って、取立て行為の自主規制基準を作成しているか。

イ、ロ (略)

ハ その他、債務者、保証人等に対し、次のような行為をしてはならないこと。

- ① 他の貸金業者からの借入れ又はクレジットカードの使用等により弁済することを要求すること。
- ② 債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨の通知、司法書士法第3条第1項第6号及び第7号に規定する業務（簡裁訴訟代理関係業務）に関する権限を同法第3条第2項に規定する司法書士に委任した旨の通知、又は調停、破産その他裁判手続をとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をすること。
- ③ 法律上支払義務のない者に対し、支払請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要求すること。
- ④ その他正当と認められない方法によって請求をしたり取立てをすること。

(3) (略)